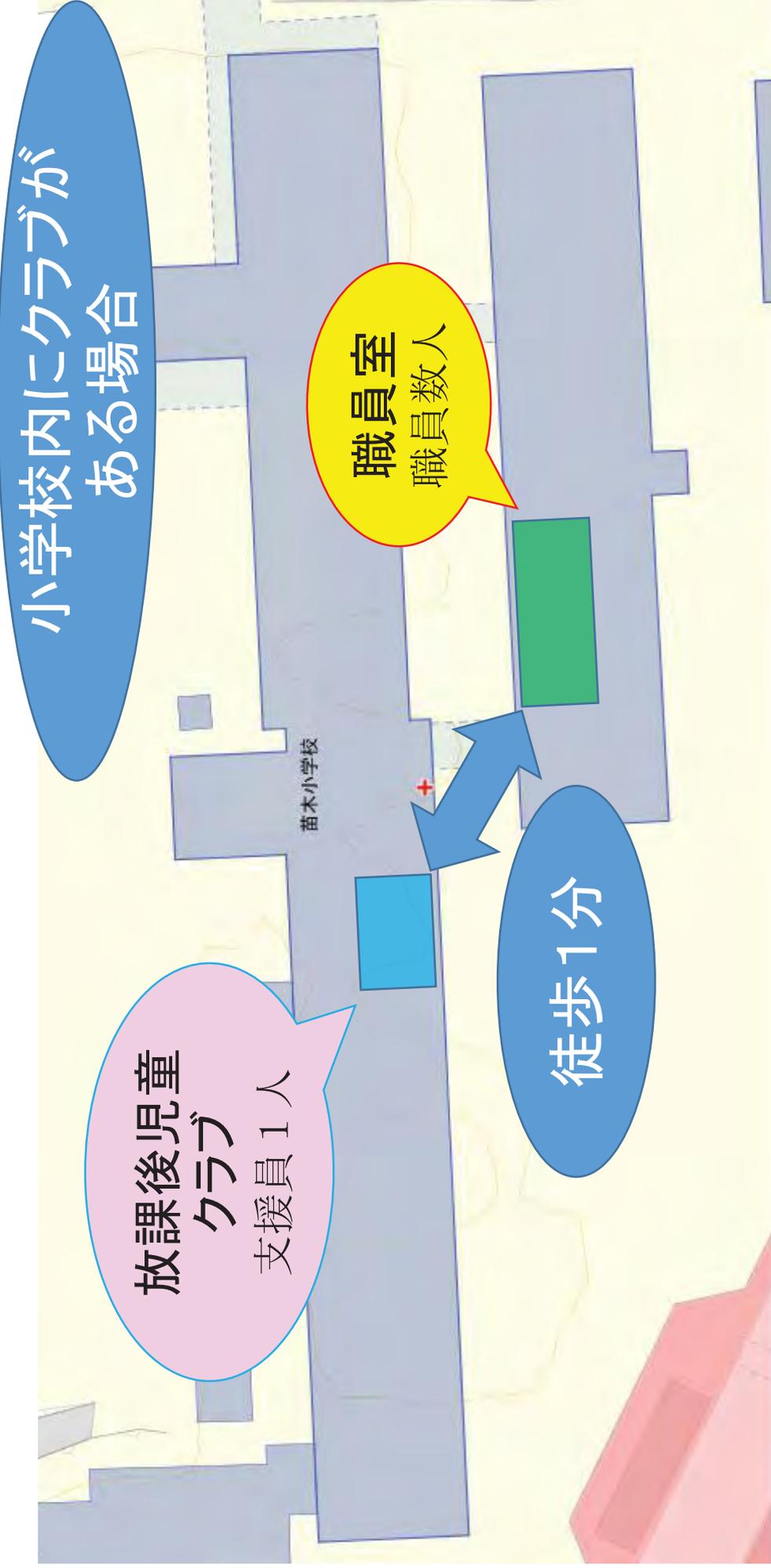


提案実現後の現実イメージ①



・小学校の教諭や学校事務員の駆けつけ対応により可能と考える。

提案実現後の現実イメージ②



・市の出先機関の職員や公民館職員の駆けつけ対応により可能と考える。

提案実現後の現実イメージ③



・放課後児童支援員の巡回や小学校の教諭、学校事務職員の駆けつけ
対応により可能と考える。

参考データ① 地域別の出生率

中津川市

地域別の出生数

単位:人

年\地域	A	B	C	D	E	F	G
S60	340	74	121	50	26	16	26
H17	248	46	128	26	10	4	20
H27	234	59	105	23	7	2	11
S60=100	68	79	86	46	26	12	42

単位:人

年\地域	H	I	J	K	L	M	合計
S60	68	17	35	85	94	53	1,005
H17	30	7	34	63	68	30	714
H27	23	7	13	39	48	27	598
S60=100	33	41	37	45	51	50	59

保育所(未満児)

H24 単位:人

区分	人口	就園
0歳児	620	
1歳児	697	(潜在)
2歳児	634	0人
計	1,951	378

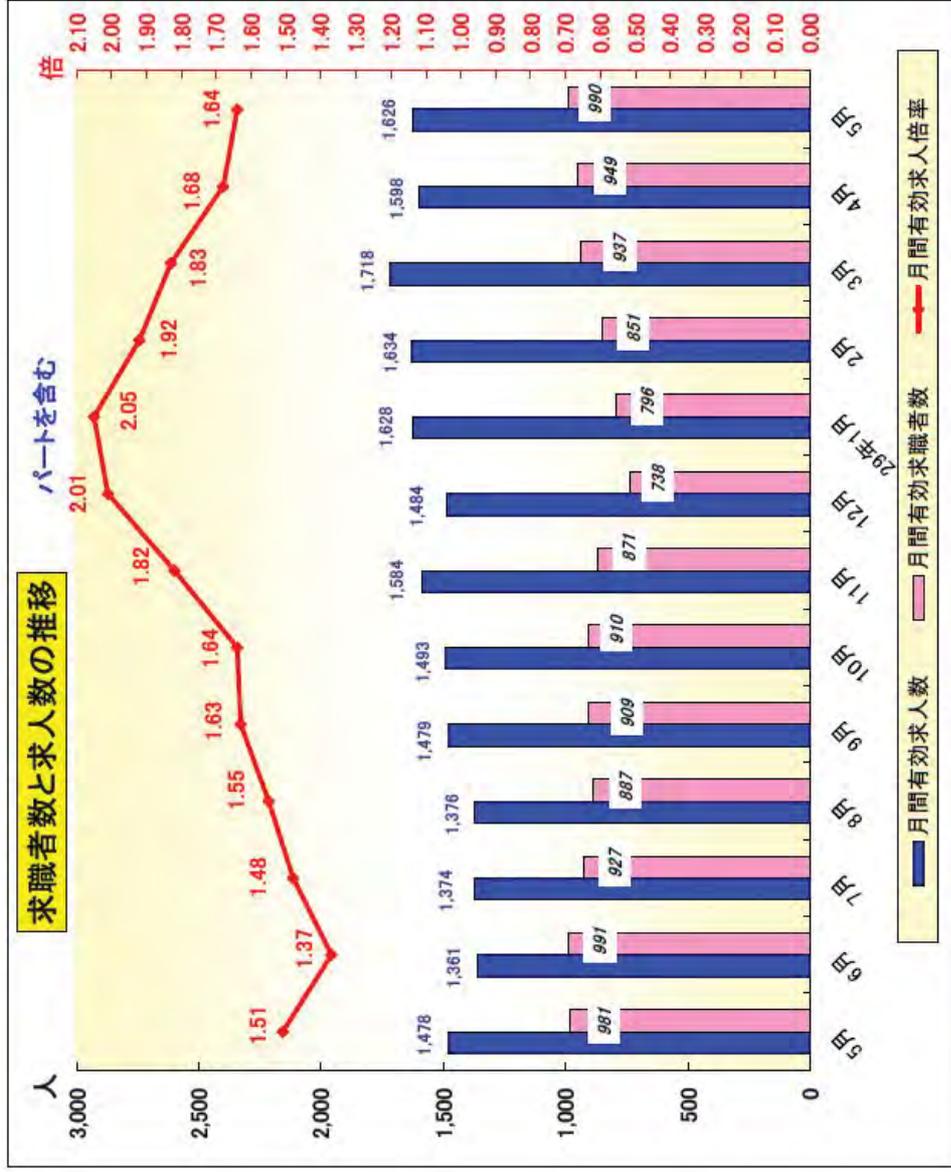


H29

区分	人口	就園
0歳児	554	
1歳児	592	(潜在)
2歳児	603	6人
計	1,749	457

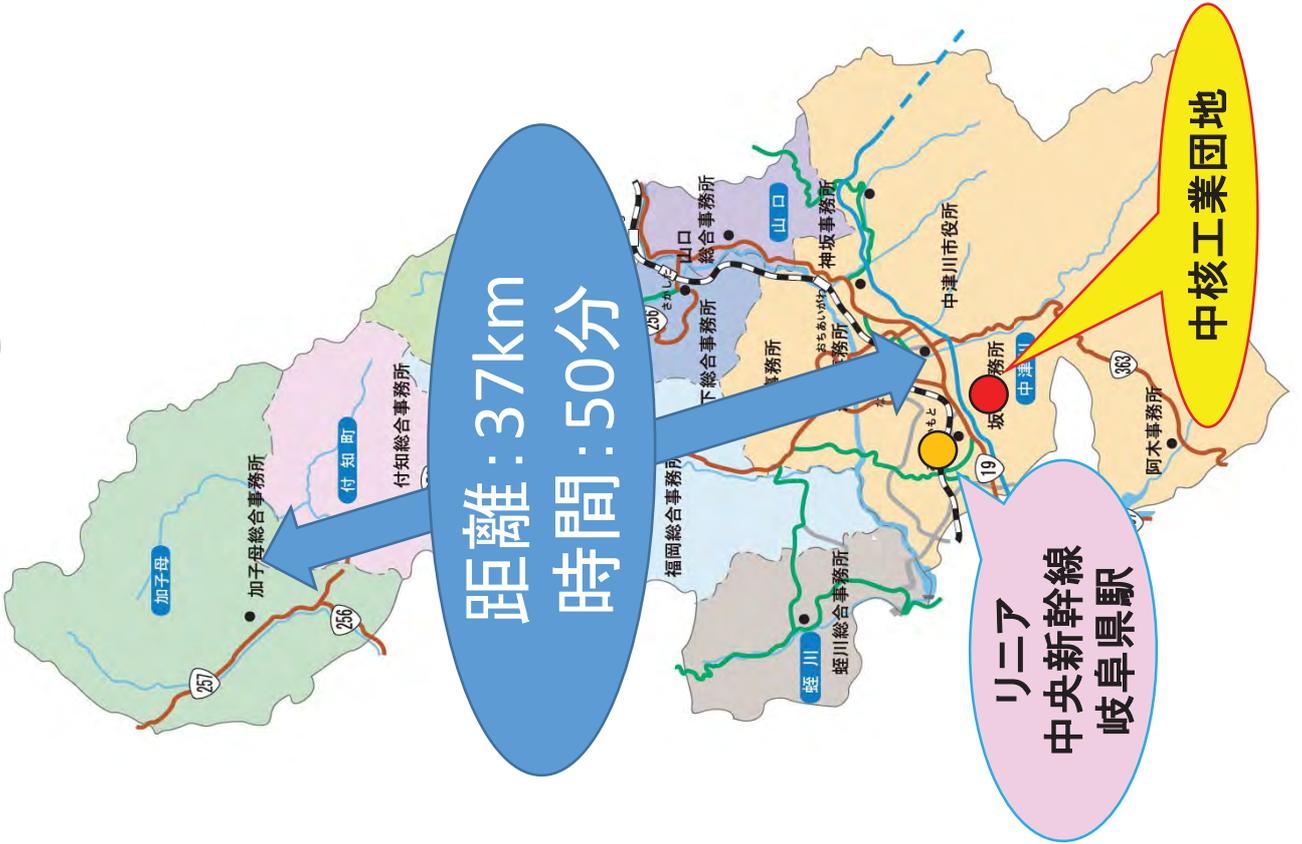
参考データ② 中津川市における求人情報

項目	比率	前月差 (ポイント)	前年差 (ポイント)
有効求人倍率	1.64倍	▲ 0.04	0.13
一般	1.69倍	▲ 0.07	0.05
パート	1.58倍	▲ 0.02	0.22
新規求人倍率	1.96倍	0.07	0.10
一般	1.91倍	▲ 0.11	▲ 0.32
パート	2.03倍	0.28	0.56
一般新規求職中に占める雇用保険受給者の割合	31.5%	▲ 0.2	7.8
一般新規求職中に占める中高年齢者の割合	35.1%	▲ 2.0	2.5
一般月間有効求職者に占める中高年齢者の割合	34.3%	3.9	2.0
一般月間有効求職者に占める中高年齢者の割合	39.3%	▲ 0.2	▲ 3.4
☆就職率(対新規求職)	42.0%	0.6	▲ 4.7
一般	35.7%	▲ 12.8	▲ 1.3
パート	50.8%	17.0	▲ 6.5
中高年(一般)	30.5%	▲ 17.9	1.0
雇用保険受給者(一般)	32.1%	5.6	▲ 5.4
☆充足率(対新規求人)	23.7%	1.3	1.1
一般	23.1%	▲ 0.6	8.8
パート	24.6%	3.8	▲ 11.7

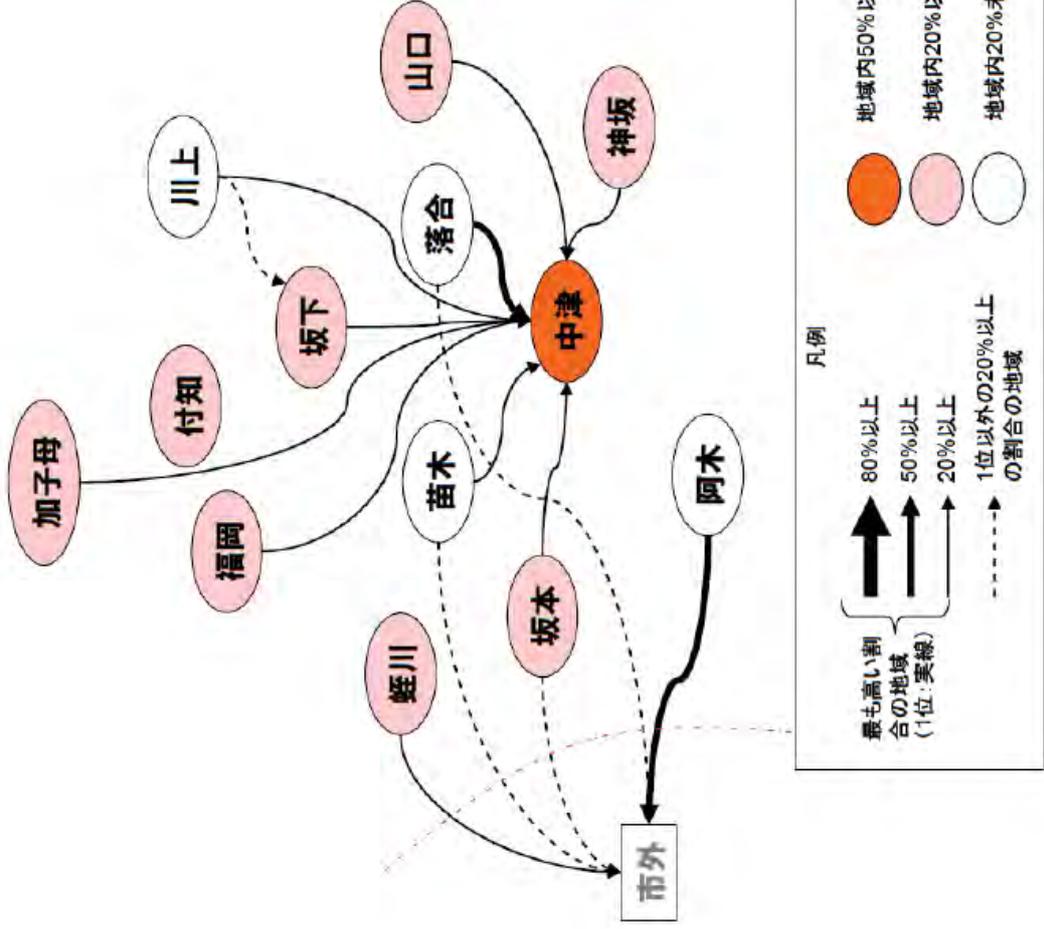


出典：業務月報ハローワーク中津川 平成29年6月号

参考データ③ 中津川市における勤務状況



中津川市内での通勤通学目的の移動



※リニアを生かしたまちづくりに向けたアンケート調査より

**提案番号185
放課後児童健全育成事業における、
職員の資格制限に関する規定の緩和**

平成29年7月18日(火)

半田市

1. 提案の背景

○保育士等の資格を有しておらず、**実務経験により放課後児童支援員となる者について**

◆放課後児童健全育成事業は、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）施行以前から実施されている事業であるが、法施行後、放課後児童支援員の要件が明確化された。

➤このことにより、それまで指導員として従事してきたベテラン職員の中に、補助員にしかいない者が生じた。

III. 地域における課題等

- ◆ 本市の放課後児童クラブは、法施行以前から父母会やNPO法人などの民間団体により設立されて来たため、半田市ではすべての放課後児童クラブを民間委託している。
- ◆ 市内の保育士需要が高く、公立の保育園でも確保に苦労している。
- ◆ 放課後児童クラブでは、勤務時間などの勤務条件面で、保育士等の資格を有する人材の確保が困難。
- ◆ 放課後児童支援員を市報等で求人募集しても、就業に結びつかない。
- ◆ 放課後児童支援員の離職が比較的多い。自動車関連企業等の就業場所が多くあることが要因の一つと推測される。

Ⅲ. 具体的な支障事例

- ◆ 放課後児童支援員は、放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならぬ。
- ◆ 現行では、基礎資格の無い者は、高等学校卒業で、2年以上児童福祉事業に従事した者等以外は受講が認められない。
- ◆ 高校を卒業していない者は、実績があるベテランの指導員であっても、補助員としてしか勤務できず、モチベーションの低下となる。
- ◆ 若くない者にとっては、新制度に合わせ、これから高卒認定試験を受けなければならぬのは負担が大きい。

IV. 提案内容

- ◆ 例えば、高卒者の場合に、2年間の実務経験を求めていることから、中卒者の場合には、その倍である4年間働いた場合には受講資格を認めることができるようになるなど

**中学校卒業者について
放課後児童支援員認定資格研修を
受講可能とする。**

V. 提案実現後

○サービスの質の担保について

- ◆ 放課後児童支援員として真に必要な資質は、子どもの生活に寄り添い、指導していくことであり、学歴だけでは図ることができない。
- ◆ 高等学校を卒業していなくても現に保護者対応も、子どもへの対応も問題なく行っている。
- ◆ 質の担保については、支援員となった後に現任研修を強化して実施することで、最新の情報を学ぶことができる。
- **経験豊富な職員が、しっかりとした処遇や地位に就き、活躍できるようにすることは、放課後児童支援員の質の向上や量の確保に資する。**

提案番号13 放課後児童支援員の要件の緩和

平成29年7月18日(火)

豊川市

Ⅰ. 提案の背景

○豊川市の放課後児童クラブの概要

- ・事業開始：平成4年
- ・クラブ数：37クラブ（26小学校区）
- ・運営形態：公設民営（社会福祉法人へ委託）・・・31クラブ
民設民営（保護者会運営）・・・6クラブ

年度	小学校区	クラブ数	就学児童数	入所児童数	入所率	備考
26年度	26	30	10,631人	1,086人	10.2%	
27年度	26	31	10,549人	1,201人	11.4%	待機児童31人
28年度	26	33	10,541人	1,337人	12.7%	待機児童45人
29年度	26	37	10,543人	1,386人	13.1%	待機児童41人

- 増え続ける利用ニーズへの対応に苦慮しており、待機児童が発生している。
- 放課後児童クラブの増設が必要だが、人材の確保・施設の確保に苦慮している。

II. 地域における課題

- 人材の確保・施設の確保に苦慮している。
 - ・全体的に保育関係の人材が不足しており、保育園、児童館など他の児童福祉事業でも、慢性的に人材の確保に苦慮している。さまざまな手段で募集しているが、集まらない。近隣市町も同様の状況である。
- 放課後児童健全育成事業に従事している職員の中で、放課後児童支援員の資格を満たしている者の割合が少ない。
 - ・1クラブあたり、概ね4～5名の職員で勤務シフトを組んで運営しているが、その中で放課後児童支援員の要件を満たしているのは1～2名であり、その他はパートタイムの補助員である。
- 高等学校を卒業していない者が、リーダー的な存在となっている放課後児童クラブが存在する。
 - ・市内37クラブ中、1クラブにおいて、リーダー格の30代男性が、高卒要件を満たしていない。

III. 制度の概要

放課後児童支援員

放課後児童支援員
になれない

放課後児童支援員認定資格研修

研修の受講について経過措置（平成31年3月31日まで）

90

保育士

大学で社会福祉学等の
優秀な成績で大学院へ
入学を認められた者

大学院で社会福祉学等を修了して卒業した者

社会福祉士

大学で社会福祉学等を修了して卒業した者

外国の大学において社会福祉学等を修了して卒業した者

教諭

市町村が
適当と認定

2年以上の放課後児童健全育成事業に類似する事業の実務経験

2年以上の
児童福祉事業
の実務経験

高等学校卒業
者等

実務
経験

高等学校を卒業
していない者

IV. 具体的な支障事例

○高等学校を卒業していない者を、放課後児童支援員と位置づけることができないため、人の配置等に支障がある。

- ・ 該当職員は、放課後児童クラブのリーダー的な存在として活躍してきたにもかかわらず放課後児童支援員になれないため、仕事に対するモチベーションが低下している。このままだと、放課後児童クラブでキャリアを生かすことができないため、貴重な人材が離職してしまう恐れがある。
- ・ 放課後児童支援員の確保がままならず、限られた人数で勤務ソフトを組んでいる状況下で、リーダー的な存在である該当職員を放課後児童支援員として位置付けることができないため、人の配置に苦慮している。

○新たな放課後児童クラブの増設に支障がある。

- ・ 増え続ける利用ニーズに対応するために、放課後児童クラブの増設も視野に確保方策を進めなければならぬが、放課後児童クラブの人材が不足する中、高等学校を卒業していない経験豊富な者を放課後児童支援員として配置できないため、放課後児童クラブの増設が円滑に進まない。

V. 提案実現後

○高等学校を卒業していない者を配置したとしても、サービスの質の低下にはつながらない。

- ・放課後児童支援員として真に必要な資質は、豊かな人間性と倫理観を備え、個々の子どもたちを理解し、温かく見守る力であり、高等学校を卒業しているかどうかは、さほど影響が無い。
- ・高等学校を卒業していても、その分実務経験を加味することにより、放課後児童支援員としての要件を補完できる。
- ・サービスの質の担保のためには、放課後児童支援員となった後に、研修や他の放課後児童クラブとの情報交換の機会を設けることで、最新の情報やスキルを学ぶことができる。
- ・該当職員の勤務状況を見る限り、高等学校を卒業していても、放課後児童クラブのリーダー的存在として十分に活躍しており、サービスの質が低下することは無い。

○放課後児童支援員の要件を緩和することで、人材の確保の促進に繋がる。